

幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、地方自治体への国の十分な財政措置を求める意見書

幼児教育・保育の「無償化」については、重要なことと受けとめ国の努力に敬意を表するものです。

一方、実施に当たっては、地方自治体にも大きな負担もかかることから、国・地方自治体の十分な合意形成が重要と考えます。

政府が2018年12月28日に示した「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」には、なお、懸念すべき事項が含まれています。

保育関係団体などからも反対意見が多数出されていますが、3歳以上（2号認定）児に関する主食材費に加え副食材費を実費徴収することや、認可外施設への対応、「無償化」に係る自治体の費用負担のあり方（とりわけ、公立の幼児教育・保育施設等での「無償化」に係る費用の全額自治体負担など）見直すべき課題が存在していると考えます。

政府は、地方からの批判の声も受け、2019年度の必要額を国が負担することなどを示しましたが、今なお「無償化」に伴う懸念が払拭されたわけではありません。

幼児教育・保育の無償化の前進を強く望みますが、子どもたちの権利をきちんと守り、地方自治体がその役割を発揮し続けるためにも、下記のとおり、制度改善と必要な財政措置を国に強く要望するものです。

記

1. 「無償化」で自治体の負担が増大しないようにすること、また、公立施設についても民間施設と同様に国が全額費用負担をするなど、十分な措置を講じること。
2. 無償化を理由に、保育の質的量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。

無償化によってさらに保育需要が増えることが予測されます。待機児童解消については、認可保育所など質を確保した施設で対応できるようにしてください。また、保育士の処遇改善や、最低基準の

引き上げなど保育の質向上も同時に実現してください。

3. 0～2歳児も所得制限を設けず、無償化の対象にすること。
4. 給食食材費は、幼稚園等も含め実費徴収化ではなく、無償化の対象にすること。

給食は保育の一環です。給食が必須だからこそ、3歳以上児を含めて副食材費等が公的な保育所運営費に組み込まれてきました。3歳以上児の副食材費を新たに実費徴収にする提案は、無償化の理念に反しています。国の設定する食材費額は高額（副食材費月4,500円、主食材費3,000円）で、自治体によっては、実費徴収化で現状の保育料より負担が重くなる世帯が生まれる可能性があります。

また、実費徴収となれば、各保育所等や保育者に新たな実務負担を負わせることとなります。さらに未収・滞納の財政的リスクをも園に強いることとなります。しかし、私立保育所は、市町村からの委託（児童福祉法第24条第1項、子ども・子育て支援法附則第6条）を受けて保育を行っています。副食提供は委託業務に含まれており、その食材費徴収を各施設にさせることは、あきらかに制度に反します。保育における給食・食育の重要性や、子どもの貧困状況、園や保育者の負担を考慮し、食材費を公費負担・無償化の対象にしてください。

5. 現行の多子減免措置を後退させることなく、その拡充を図ること。
6. 認可外施設も無償化の対象とされていますが、認可施設と同等の保育を保障できるよう、必要な措置を講じてください。認可外施設への指導監督体制を抜本的に強化するとともに、認可化を促進するなど質・量ともに充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

千葉県匝瑳市議会議長 山崎 等

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

総務大臣 石田 真敏 様

財務大臣 麻生 太郎 様